

平成 16 年度第 4 回常務理事会議事録

日 時 平成 16 年 10 月 22 日 (金) 15 : 00 ~ 17 : 15

会 場 ルーテル市ヶ谷センター第 1 会議室

出席者 :

会 長 : 藤井 信吾

副会長 : 田中 憲一、丸尾 猛

理 事 : 植木 實、岡村 州博、落合 和徳、佐藤 章、武谷 雄二、星 和彦、
和氣 徳夫

監 事 : 荒木 勤、中野 仁雄、藤本征一郎

幹事長 : 吉田 幸洋

幹 事 : 植田 政嗣、小田 瑞恵、小原 範之、刈谷 方俊、古山 将康、澤 倫太郎、清水 幸子、
高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、平田 修司、藤森 敬也、村上 節、
矢野 哲

総会 議長 : 清川 尚

総会副議長 : 足高 善彦、松岡幸一郎

事務局 : 荒木 信一、桜田 佳久

資 料

第 4 回常務理事会業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

1 : 第 3 回常務理事会議事録 (案)

庶務 1 : 大谷訴訟第 2 回口頭弁論報告

庶務 2 : 専門委員会運営内規 (改定案)

庶務 2-2 : 平成 17 年度専門委員会公募小委員会 (班研究) 研究課題公募及び専門委員会運営予備会議開催

庶務 3 : 東亜薬品工業株からの「マグネソールを含めた適用外使用医薬品の調査費用協賛の件」

庶務 4 : 女性健康週刊に関する広告代理店との契約書

庶務 5 : 厚生労働省大臣官房統計情報部長からの社会保障審議会統計分科会「疾病、傷害及び死因分類部会」の臨時委員の推薦
依頼状

庶務 6 : 厚生労働省医薬食品局監事指導・麻薬対策課からの「経口中絶薬 (国内未承認)」の健康被害についての協力依頼状

庶務 7 : 厚生労働省から各自治体への「妊娠 4 ヶ月 (12 週) 未満の中絶台見の取扱いに関する調査結果等について」

庶務 8 : 共同声明『診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～』基本領域学会による連
絡会議

庶務 8-2 : 共同声明「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」基本領域学会による
連絡会議まとめ[当日配付]

庶務 9 : 日本学会会議からの「科学研究費補助金 (基盤研究等) の審査委員選考方法の変更」に関する書面

庶務 10 : 日本婦人科腫瘍学会からの「卵巣がん治療ガイドライン」

庶務 11 : 肺血栓塞栓症 / 深部静脈血栓症 (静脈血栓塞栓症) 予防ガイドライン作成委員会からの「低分子量ヘパリン及び類似
薬剤に関する要望書提出のご報告」

庶務 12 : 日本助産師会からの「助産所ガイドライン」

庶務 13 : 日本産婦人科医学会の「産科オープン・セミオープンシステムに関する現状における考え方」とこれに関する報道

庶務 14 : 厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課からの「魚介類等に含まれるメチル水銀に関する安全確保について」
の検討部会への委員推薦依頼当日配付]

庶務 15 : 厚生労働省母子保健課からの「新新エンゼルプラン」策定に向けての意見交換会開催案内[当日配付]

会計 1 : 理事長制導入に関わる会費規程改定の改定案

会計 2 : ペイオフ全面解禁に向けての対応の参考資料

渉外 1 : カナダ産婦人科学会からの書面

社保 1 : パクリタキセルの新効能 (子宮体癌) 追加の早期承認の要望書

社保1-2：平成11年9月17日付抗悪性腫瘍剤の保険適応疾患拡大に関する要望書

社保1-3：医薬品医療機器総合機構宛 日本婦人科腫瘍学会と婦人科悪性腫瘍化学療法研究機構との共同によるパクリタキセルの早期承認の要望書[当日配付]

社保2：内保連から混合診療に関し厚生労働省に提出するポジティブリスト提出及び混合診療に関する内保連の見解についての意見提出依頼[当日配付]

社保2-2：混合診療に関する記事[当日配付]

社保3：外保連からの混合診療についての厚生労働省宛質問状[当日配付]

専門医制度1：日本医師会からの「専門医資格認定学会における医療安全対策に関する調査（依頼）」

専門医制度1-2：「専門医資格認定学会における医療安全対策に関する調査」に対する回答案

専門医制度2：専門医更新の認定証の発行についての杜撰な事務処理とその対応[当日配付]

倫理委員会1：日本産婦人科医会からの原田慶堂医師に関わる調査結果の報告及び医会における退会届受理の経緯

広報1：地方部会別パスワード登録率

広報2：第57回日本産科婦人科学会総会ならびに学術講演会におけるプレングレス市民公開講座(案) [当日配付]

第58回学術講演会担当校1：コンベンション会社選定に関わる参考資料[当日配付]

参考資料：日本産婦人科医会からの厚生労働省宛看護部長通知「産婦に対する看護業務について」に対する要望書[当日配付]

15：00、会長・両副会長、常務理事の総数 11 名中 10 名が出席（村田雄二常務理事欠席）し、藤井会長が開会を宣言した。

藤井会長が議長となり、議事録署名人として、会長及び庶務・会計担当常務理事の計 3 名を選任し、これを承認した。

冒頭藤井会長より「来年の新専門医に渡すネクタイピンをデザインして創った。素材は 2 種類で金額は 1 個当たり 8 千円と 5 千円だが、大量生産すると 2 千円から 2 千 5 百円となる可能性がある。回覧するので、本会のグッズとして作ってよいか本会議の最後にご意見を伺いたい」との提案があった。

.平成 16 年度第 3 回常務理事会議事録（案）の確認
原案通り、承認された。

.業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

〔 . 本会関係〕

(1) 会員の動向

とくになし

(2) 大谷医師等の訴訟に関わる第 2 回口頭弁論について

10 月 7 日に第 2 回口頭弁論が行われ、本会から平岩弁護士(代理人)、落合理事が被告側として出席した。また、吉田幹事長、阪埜庶務主務幹事が傍聴した。

第 3 回口頭弁論は 11 月 11 日、第 4 回口頭弁論は 12 月 16 日に行われる。

なお、第 3 回口頭弁論に向けての準備書面提出に当り、11 月 2 日に大谷訴訟ワーキンググループを開催する予定である。[資料：庶務 1]

落合常務理事より「裁判長から争点の整理のため、本会の団体としての性格、会告の主旨、拘束力、学会内での位置づけ、除名処分の根拠、手続、等について書面を提出するようにとの要請があった」との説明があり、承認された。

(3) 専門委員会運営内規(案)の制定と専門委員会予備運営会議の開催について

運営企画委員会内専門委員会の機構改革検討委員会、常務理事会、運営企画委員会、理事会での度重なる審議を経て、昨年12月の第3回理事会で専門委員会運営内規(案)の骨子が承認された。

当該骨子(案)につき、本年6月25日の第1回運営企画委員会、6月26日の第2回理事会での更なる検討を経て、専門委員会運営内規(改定案)を作成した。[資料：庶務2]

については、当該改定案を承認いただきたい。なお、生殖・内分泌、婦人科腫瘍、周産期の3委員会への研究課題の公募、応募状況等を踏まえ、来年度の事業計画、予算を検討するための専門委員会運営予備会議を本日(10月22日、12:00~14:00)開催した。

[資料：庶務2-2]

落合常務理事より「本日運営予備会議を開催し、新しい専門委員会の運営及び公募小委員会に対する考え方等について協議した。現在研究課題は3課題が応募されており、それぞれについて各専門委員会で考えている小委員会との整合を図った上で、専門委員会運営会議を通信で開催することが了承された。11月末までに各専門委員会から来年度の小委員会構成について委員会案を提出して頂くこととした」との説明があった。

藤井会長より「専門委員会は今後学術の下に設置される。本日の運営予備会議では公募課題の検討及び、学会と各専門委員会或いは各専門委員会間での連絡が図られ、意見交換が出来て有意義であった。今後もこのような会議を通して仕事の整理を行えたらと思う」との意見を述べられた。

以上協議の結果、改定案を承認し、専門委員会運営予備会議の審議の方向を了承した。

(4) 周産期委員会

東亜薬品工業(株)より「マグネゾールを含めた適応外使用医薬品の調査費用協賛の件」の書面を受領した(10月7日)。[資料：庶務3]

厚生労働省から本会宛に正式にマグネゾールの市販後調査の協力依頼を受けた上で、周産期委員会の事業として遂行して行きたい。

落合常務理事より「専門委員会小委員会で調査が可能か前向きに検討することとなった」との説明があり、**植木常務理事**より「当社より連絡があり、薬の名称はマグセットに決まり、厚生労働省の反応も良いとのことである」との報告があった。**中野監事**より「製造承認に時間が掛かった理由を確認したい」との照会があり、**佐藤常務理事**より「児の予後のフォローの調査がされていないことが問題となった」との見解を示された。**岡村常務理事**より「本会が主体となって市販後調査を実施することが製造承認の条件である」と発言された。

落合常務理事より「専門委員会運営予備会議では本件を含めて周産期委員会の小委員会構成を考えて頂くことが了承されている」と発言された。

以上協議の結果、本件は周産期委員会事案として前向きに取り組むことが承認された。

(5) 第3回常務理事会(H16.9.24)の審議を踏まえ、「女性健康週間」(3月1日~7日)に関する広告代理店(株朝日エル)との契約を締結したい。[資料：庶務4]

落合常務理事より「(株朝日エル)に対する予算措置については会計で検討して頂きたい」との提案があり、岡村会計担当常務理事がこれを了承した。

以上協議の結果、(株朝日エル)との契約締結を承認した。

(6) 職員給与について

本年8月の人事院勧告による月例給与と特別給与の水準据置きを踏まえ、事務局職員の給与水準を前年度並みに据置くこととしたい。

勧告によると5年続きの水準引下げは行わないことになり、6年振りに前年の水準が維持されることになった。

特に異議なくこれを承認した。

〔 ．官庁関係〕

(1) 厚生労働省

厚生労働省大臣官房統計情報部長より本会会長宛に、社会保障審議会統計分科会「疾病、傷害及び死因分類部会」(仮称)の臨時委員の推薦依頼があった(10月1日)。[資料：庶務5]

10月6日までの委員推薦依頼であったので、落合常務理事を推薦した。

落合常務理事より「第1回会議は1月13日に開催される」と報告された。

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課より、本会宛に「経口中絶薬(国内未承認)」の健康被害に関し本会会員への周知方法等につき本会幹部と相談したいとの依頼があった。[資料：庶務6]
本件につき、10月15日に落合常務理事が面談した。

落合常務理事より「RU486 という経口中絶薬がインターネットで容易に入手でき、健康被害事例が生じている。厚生労働省としては指導を徹底する目的で、資料の『健康被害への対応について』を作成し同省のホームページに掲載して対応する方向で考えているので、本会としても対応を宜しく願いたいとのことであった。海外の企業に日本の薬事法は適用できないので、規制は難しい。このような薬を使用して健康被害が起きたということがあれば、各施設から保健所に連絡して頂きたい、保健所は管理官を施設に派遣し説明を受けるので、本会に周知徹底して欲しいとの要請である。また、保健所には報告書(用紙)を常備するとのことである」と説明された。

佐藤常務理事より「周知徹底とは、具体的には会員に対し 薬の使用による健康被害があること、健康被害がある場合には最寄の保健所に報告すること、を示すという理解で宜しいか」との質問があり、**落合常務理事**より「それで良いと思う。この[資料：庶務6]が厚生労働省より正式に発表された後に対応して頂ければ宜しいと考える」との見解を示された。

清川議長より「保健所には医療機関が届けるのか」との質問があり、**落合常務理事**より「届出の義務はない」と回答された。

清川議長より「被害に遭った女性が来院した場合、墮胎の方向も検討しなければいけない」との見解が示された。

佐藤常務理事より「厚生労働省は法的な問題も明らかにした上で通知してくるのか」との質問があり、**落合常務理事**より「指導が届いた段階で内容を吟味し、疑義があれば厚生労働省に照会し明確にした上で会員に周知したい」との意向を示された。

清川議長より「やせ薬の例のように厚生労働省は業者に対してきちんと指導して欲しい」との意見が示され、**落合常務理事**より「国外の企業に対しては本邦の薬事法で規制できない。今回問題となっているのは中国製であり厚生労働省も苦慮している」との説明がなされた。

松岡副議長より「問題点は2点ある。1点目は健康被害の事例が増えているので、保健所に報告して欲しいこと、2点目は母体保護法の人工妊娠中絶の規定に関わる問題である。RU486の使用が中絶に該当するかを法律の観点から云うと、母体保護法の現在の解釈によれば、減数手術と同様該当しないこととなる。医会としては厚生労働省と連絡しながら検討すべき課題と考えている」との見解が示された。**落合常務理事**より「外妊の時の服用にも注意して欲しいとのことである」と発言された。

以上協議の結果、本件については厚生労働省の正式通知があるまで広報としては待つことが了承された。

厚生労働省母子保健課長から自治体に通知された「妊娠4ヵ月(12週)未満の中絶胎児の取扱いに関する調査結果等について」を本会会員にも周知するよう依頼があった(10月14日)。[資料：庶務7]

本件につき9月24日の第3回学会のあり方検討委員会にて苗村光廣母子保健課長より説明があった。

については本会ホームページ及び機関誌に通知内容を掲載し、会員に周知したい。

落合常務理事より「周知方法として、[資料：庶務7]の母子保健課長からの各地方自治体宛通達の2頁を掲載するか、厚生労働省のホームページにリンクする等広報で検討して頂きたい」と発言された。

松岡副議長より「周知するのは通達の2頁で宜しいと思う」との意見が示された。

武谷常務理事「妊娠中絶 12 週未満の胎児は必ずしも確認しがたいものがある。明らかに胎児成分を確認できた場合に条例の適用となるのか、それともあらゆる中絶が適用となるのか明確でないと、中絶の届出数と各自治体の処理した数が合わなくなり色々問題になる。この辺りは産婦人科医の判断に委ねるのか、全ての中絶を胎児成分がある前提で所定の処理をするのか、明確にして頂きたい」

松岡副議長「胞衣条例は胎児の数ではなく、胎児付属物や流産内容物を含めたものに対する条例である。人工妊娠中絶と自然流産等々は区別されていない」

武谷常務理事「届け出された人工妊娠中絶数と自然流産数が、条例で処理した数と一致しないと問題になるのではないか」

松岡副議長「役所での処理上、件数は記載されないと思う。8 週未満の自然流産や中絶の内容物は量的に少なく、毎回 1 回毎には焼却していない。一定量纏めたものを一括して火葬・埋葬している」

佐藤常務理事「許可を得た収集処理業者とあるが、どこが許可しているのか」

松岡副議長「神奈川の問題は、廃棄物処理法の違反で立件された。廃棄物処理法の制定後、市町村に於いてマニフェストをきちっと公布する業者を廃棄物処理業者として法的に認めている。有資格業者が最終的に処理をすれば、それは廃棄物処理法に叶うということである」

以上協議の結果、本件を会員に周知することが承認された。

同省医薬食品局基準審査課より「魚介類等に含まれるメチル水銀に関する安全確保」についての検討部会を 11 月 22 日か 24 日に開催するにつき、本会より 1 名の委員の推薦依頼があった。なお、医会にも 1 名の推薦依頼を行った。[資料：庶務 14]

周産期委員会から 1 名を推薦して頂くことが、承認された。

同省雇用均等・児童家庭局母子保健課より、10 月 26 日に「新新エンゼルプラン」策定に向けての意見交換会が開催されるにつき、参加案内があった。[資料：庶務 15]

〔 . 関連団体〕

(1) 日本産婦人科医会

学会・医会ワーキンググループについて

10 月 4 日に第 4 回学会・医会ワーキンググループ(通算 21 回)を開催した。

11 月 22 日に第 5 回学会・医会ワーキンググループを開催する予定である。

落合常務理事より「ワーキンググループでの協議事項として、両会の委員会で重複するものの洗い出しを行なっている、本会担当で合同名簿を作成中であるが、個人住所の不掲載を希望する会員からの意見が増えている。紙媒体の名簿作成が次回以降の検討課題となる」との説明がされた。

藤井会長より「紙媒体の名簿作成の是非については今後の検討課題と致したい」との提案があり、了承された。

「原田慶堂医師に関わる調査結果の報告について」を受領した。(10 月 1 日)[倫理委員会にて報告]

第 31 回日本産婦人科医会学術集会・千葉大会について

10 月 9 日に開催され、本会から田中副会長が出席した。

「産科オープン・セミオープンシステムに関する現状における医会の考え方」及びこれに関する報道 [資料：庶務 13]

(2) 日本内科学会等

共同声明『診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的機関の創立に向けて～』基本領域学会による連絡会議について

9 月 30 日に連絡会議が開催され、同日 19 学会による共同声明が発表された。同連絡会議には本会

を代表し、麻生理事が出席した。[資料：庶務 8]

(3) 日本学術会議

日本学術会議体制常置委員会より「科学研究費補助金（基盤研究等）の審査委員選考方法の変更」に関する関係学協会等への周知についての依頼の書面を受領した（10月1日）。

選考方法の変更に伴い、日本学術振興会宛に来年2月中に審査委員候補者に関する情報提供を行う必要がある。[資料：庶務 9]

藤井会長より「学会からの推薦だけではなく、客観性のある選出をすとの方向と聞いている」との説明がなされた。

(4) 日本婦人科腫瘍学会

日本婦人科腫瘍学会ガイドライン作成委員会（委員長 宇田川康博）より、本会会長及び学術企画委員会委員長宛に「卵巣がん治療ガイドライン」を受領した（10月8日）。

[資料：庶務 10]

(5) 肺血栓塞栓症/深部静脈血栓症（静脈血栓塞栓症）予防ガイドライン作成委員会

同委員会から「低分子量ヘパリン及び類似薬剤に関する要望書提出のご報告」を受領した（9月24日）。[資料：庶務 11]

(6) 日本助産師会

同会より「助産所ガイドライン」を受領した（10月5日）。[資料：庶務 12]

落合常務理事より「本ガイドラインの3頁に『最も関連の深い関係者である産婦人科や小児科の医師と共同で作られ、職種間でのコンセンサスを得たものである』と記載されている。調べたところ、本会宛に内容についての照会はなく、本会として authorize したものではない。本会としての対応を検討頂きたい」との提案がなされた。

藤井会長より「内容に問題があるか周産期委員会又は幹事会でチェックして頂きたい。職種間のコンセンサスを得たと記載されているので、間違いがあるとすれば問題となる」

岡村常務理事「チェックした結果、内容が正しければ本会が authorize することとなるのか。間違いがあれば相手に抗議するのか」

藤井会長「間違いがあれば相手に抗議することとなる」

中野監事「周産期委員会で内容を吟味して頂いた上で、理事会或いは常務理事会の場で対応につき検討して欲しい」

岡村常務理事「分娩のオープン化とは相対する流れであり、医会での検討も必要と思う」

清川議長「助産所の問題はまだ研究段階であり、助産師会がガイドラインとして出したことに医会として不満が残る。医会でも充分検討したい」

中野監事「これは本会と助産師会レベルで言い合う問題ではなく、political movement をどう活かすかということである。助産師の診療行為が自己完結性を持ち、それを理解するという民意を形成することが必要である。ガイドラインの内容云々は入り口に過ぎない」

以上協議の結果、周産期委員会で検討することが承認された。

[. その他]

とくになし

2) 会 計（岡村州博理事）

(1) 理事長制導入等に関わる経理規定の改訂について[資料：会計 1]

語句の変更であり、異議なく承認された。

(2) 平成17年4月からのペイオフ全面解禁に向けての対応について[資料：会計 2]

岡村常務理事より「ペイオフ解禁に向け、決済用預金の利用並びに高格付金融機関への預金シフトの方向性で、会計担当理事会で検討したい」と報告され、この方向性が承認された。

3) 学 術 (和氣徳夫理事)

(1) 第 57 回学術講演会一般演題の応募について

9 月 30 日の 15:00 をもって第 57 回学術講演会一般演題の応募を締め切った。

(2) 第 58 回学術講演会特別講演、シンポジウム担当希望者公募、第 59 回学術講演会シンポジウム課題公募について

機関誌 56 巻 8 号より公募の会告を掲載している。期限は 11 月 30 日である。なお、特別講演演者推薦については、理事、地方部会長、教授宛に別途推薦の依頼を行う(10 月下旬発信予定)。

(3) 学術奨励賞に関する会告

具体的な推薦、応募方法に関する会告は機関誌 56 巻 10 号より掲載する。なお、理事、代議員、地方部会長、教授宛に別途推薦の依頼を行う(10 月下旬発信予定)。

(4) 第 57 回学術講演会一般演題の審査

10 月 28 日に担当校と学術にて一般演題の郡別、細分、レフリー等をチェックし、レフリーへ発送する予定である。

(5) 第 57 回学術講演会会場下見

10 月 28 日に第 57 回学術講演会会場の下見を行う予定である。

藤井会長より「来年 4 月の代議員総会で、新専門医の宣誓式を執り行いその時にバッジを渡すことを考えたい。また、その後引き続き行われる懇親会で新専門医を祝福するセレモニーを行いたい。出欠のアンケートを各新専門医に出状したが、参加希望者が少ないので、各先生方には新専門医の参加について是非ご協力をお願いしたい」との要請がなされ、了承された。

田中副会長より「子宮体がん検診の実施等に係るガイドラインの作成について、進捗状況は如何」との質問がなされ、**和氣常務理事**より「第 2 回学術委員会で中間報告を受けることとなっている。金澤(婦人科腫瘍委員会)委員長からは 12 月 10 日までは学術委員会に答申を提出したいと聞いており、そうであれば翌 11 日の第 3 回理事会には上程できるとは思う」との見解が示され、了承された。

4) 編 集 (星 和彦理事)

(1) 会議開催

10 月 22 日に機関誌の編集会議を開催する予定である。

(2) 「産婦人科研修の必修知識 2004」の刊行について

「産婦人科研修の必修知識 2004」は 9 月 15 日発刊となり、10 月 14 日現在 888 冊の申し込みがあった。

日本産婦人科医会の協力を得て、10 月 10 日の第 31 回日本産婦人科医会学術集会・千葉大会に販売ブースを設けるとともに、同日関東連合地方部会でもブースを設け販売した。また、11 月 14 日の近畿連合地方部会でもブースを設け、販売促進を図る予定である。

星常務理事より「本日(10/22)現在 1050 冊が売れており、当初目標の 1000 冊を早々に達成した。第 1 版は 2000 冊を印刷したので、今後も一層の販売促進を図って参りたい」と報告された。

藤井会長より「出来たら産科婦人科学会のブースを色々な処に設けて、必修知識 2004 やグッズを販売すれば収益を上げる可能性があるものと思う」と提案された。

5) 渉 外 (村田雄二理事欠席につき古山将康幹事)

[FIGO 関係]

とくになし

[AOFOG 関係]

とくになし

[ACOG 関係]

とくになし

[その他]

The First Maternal Medicine Course (12/1-3, Singapore)の開催通知を受領した。登録費はシンガポールドルで S\$150。ホームページは<http://www.sgh.com.sg>。

本会とカナダ産科婦人科学会との交流について

古山幹事から「カナダ産科婦人科学会から本会会長宛に両国学会が交流を深めることに賛同である。については本年 11 月 28 日～12 月 1 日にオタワで開催される the 3rd Canada-Japan Bilateral Workshop in Human Reproduction and Reproductive Biology に藤井会長、田中、丸尾両副会長を招待したいとの書面を受領した(10 月 14 日)」との報告があった。

[資料：渉外 1]

本件につき**藤井会長**より「私が本年 5 月の ACOG 大会出席の折、カナダ産科婦人科学会の Executive Vice-President (兼事務総長)である Andie B. Lalonde, MD から、両国学会共通の課題につき話し合うため、交流を深めたいとの提案があった。具体的には両会会長が両国それぞれの学会で Presentation を行うという内容である。次回 57 回学術講演会を主催する立場においては趣旨に賛成する旨返事をしたところ、本年オタワで開催される Canada-Japan Bilateral Workshop に私及び両副会長の招待があったものである。

また、神戸大学の招聘で来日している Tsang 教授 (the 3rd Canada-Japan Bilateral Workshop の主催会長)に昨日会った折、日本とカナダとの研究交流強化のためにも、今回のオタワの workshop に出席してほしいとの強い要請があった。

私としては、カナダの会長はもとより、来年 4 月 1 日の学術講演会プレコンGRESの市民公開講座に米、独の若手医師に加え、カナダの若手医師にも参加してもらい、各国それぞれの産婦人科医療の問題について話し合ってもらいたいと考えている。

世界的な産婦人科医療の現状と課題につき、共通の危惧を抱くカナダとの関係構築を図るためにも、私としては、今回のカナダの招待に応じ、参加したいと考えている」との補足説明があった。

本件につき以下の質疑があった。

田中副会長「カナダとの交流を図る趣旨に賛同するので、会長は出席されてはどうか」

丸尾副会長「Tsang 教授は予めから日加両学会の交流を強く希望している」

武谷常務理事「各国との交流を図る趣旨には賛成だが、慣行となるのはいかがか。経済的負担も伴うことであり、長期的な両国間での交流の契約には慎重であるべきではないか」

藤井会長「ご指摘はごもっともで、長期契約とするつもりはない。本交流については幸い田中・丸尾副会長も賛同されているので、ここ 3 年間位での交流を考えている」

中野監事「より幅広に二国間交流を深める議論は 8 年越しの未処理の問題である。武谷常務理事のご指摘も一方で念頭に置きながら、まずは本交流を試行させるべきではないか。交流の意義よりも、経費負担の方が重いと認識された段階で再び議論すればよい。その意味で今回は積年の課題に対応するタイムリーな招聘と思われるので、まずは会長が行かれることを優先すべきと考える」

和氣常務理事「IS、IW も事後評価に重きを置き始めている。今回のカナダからの正式な招聘を断るのもいかがかと思うので、事後評価を行うという前提でカナダとの交流を試行されてはどうか」

藤井会長「来年の学術講演会についてはプレコンGRESの費用を含め、どれ位の経費負担で済むのか、詳細を開示するつもりである。私としてはカナダとの交流の第一歩を踏み出し、交流の意義を探ってみたいと思っている。なお、今回は田中副会長は所用で行くことができない」

丸尾副会長「今回のカナダでの Bilateral Workshop にはカナダの外務省も関与しており、背景にはカナダ政府としても日本との産婦人科領域での連携を深めたいとの意向もあるようだ」

藤井会長「カナダ日本大使館からも同 Workshop に参加とのことである」

以上の質疑を踏まえ協議の結果、カナダ産科婦人科学会の招待に応じ、会長が参加することを承認した。なお、本件は会長の公務と位置づけ、旅費等は渉外より支出することを承認した。

6) 社 保 (植木 實理事)

(1) 「パクリタキセルの新効能 (子宮体癌) 追加の早期承認の要望書」提出について

植木常務理事より「平成 11 年 9 月 17 日にパクリタキセルの子宮体癌に対する適応拡大を要望した経緯があるが、承認が遅れている。特に本剤は key drug であるにも拘わらず承認が遅れていることは、本疾患の予後にも影響すると思われるので、再度会長名で追加の要望書を提出したい。なお、日本婦人科腫瘍学会は特定非営利活動法人婦人科悪性腫瘍化学療法研究機構と共同で要望書を提出した」との説明及び提案があった。

本件につき協議の結果、承認した。[資料：社保 1、1-2、1-3]

(2) 「混合診療」実施の動きの中で、内保連より本会として厚生労働省に列挙、提示するポジティブリスト提出の依頼があった。併せて内保連の「混合診療」についての見解につき意見の提出依頼があった(10月18日)。回答期限は10月22日である。[資料：社保2]

本件につき植木常務理事より「厚生労働省が内保連、外保連に対し、混合診療の対象として考えられる医療行為や医薬品、検査のリスト(ポジティブリスト)を提出するよう要請した。これを受け内保連から10月22日までにポジティブリストの提出と内保連の『混合診療についての見解』についての意見の提出依頼があったものである。

外保連は内保連と違って、本件につき混合診療についての見解の変更の趣旨等について質問を厚生労働省に提出するなど、ポジティブリストの提出等至急に対応するスタンスにない。内保連、外保連の挟間で対応に苦慮するところだが、ここは内保連の要請に応え、ポジティブリストを提出することとし、本会の社保委員17名につき伺った意見(10名回答あり)を踏まえて、回答することとしたい。ただし、外保連の動きも注視したい。因みに本件に対する医会の対応はいかがか」との説明及び方針の発言があった。

本件につき清川議長より「混合診療は日本医師会が断固反対している。今回は官邸主導で急に出てきた話だ。医会としては当面静観するしかない」との発言があった。

本件につき協議の結果、植木常務理事の内保連への対応方針につきこれを承認した。

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 日本医師会からの「専門医資格認定学会における医療安全対策に関する調査(依頼)」について

同調査依頼を10月6日に受領した。10月22日までに回答する必要があるが、回答案を作成した。[資料：専門医制度1、1-2]

本件回答案につき協議の結果、これを承認した。

(2) 中間法人日本専門医認定機構

同機構の第3回協議委員会が11月30日に開催されるが、武谷専門医制度委員会委員長が出席する予定である。

(3) 専門医更新の認定証の発行(総発行数347通)について杜撰な事務処理があった。

当該経緯と対応についての報告。[資料：専門医制度2]

藤井会長より「専門医更新の認定証の登録番号を誤って印刷してしまったことに担当者が気づいたまでは良かったが、再発行に要するコストを考え、手書き修正して送付してしまった。会員の先生からの指摘を受けわかったことであるが、本会として早速該当する先生へのお詫びと差し替えの認定証を送付する手続きとすることを通知申し上げた」との説明があった。

本件に関し以下の発言があった。

落合常務理事「事務局を統括する庶務担当常務理事として、今回の事務処理につきお詫びしたい。該当の更新の先生にはお詫び申し上げるとともに、武谷委員長はじめ専門医制度に関わる先生にご迷惑をおかけした。今回の事務処理は認定証が本会の重要な公文書であるとの認識に欠けていたところによるものである。

本日、事務局長、次長、それに担当者に厳重な注意を申し渡した」

荒木事務局長「杜撰な事務処理をしてしまったことに事務局を預かる者として指導、監督責任を感じている。何より本会に信頼を寄せていただいている会員の先生の信頼を損なう事務処理をしてしまった。また、本会の関係する諸先生にもご迷惑をおかけしてしまった。心よりお詫び申し上げたい」

清川議長「今回該当する他の専門医の先生からのご指摘はないか」

落合常務理事「現在のところご指摘があったには 1 名だけである。なお、手書き修正したものは本会の姿勢として回収した上、差し替え分を送付する手続きとしたい」

中野監事「専門医制度の根幹にかかわる問題ではない。今回の事例を教訓に公文書たる専門医認定証への認識をより高めるべきである。該当する先生へのお詫び、回収、再発行の今回の一連の本会の手続き、対応はこれでよろしいかと思う」

以上の発言を踏まえ、**藤井会長**より「該当する専門医更新の先生には丁重なお詫びを申し上げるとともに、厳正な事務処理を事務局にはお願いしたい」との発言があり、本件一連の対応につき承認した。

(4) 5 年前研修医の登録をした医師のうちの産婦人科専門医の受験者数について

武谷常務理事より「前回の常務理事会で中野監事から質問のあった件につき回答したい。5 年前の平成 11 年度に研修医登録をした総人数は 324 名(男性 147 名、女性 177 名)であった。今回の専門医受験は男性 117 名、女性 134 名の合計 251 名であった。結果として男性は 30 名(うち退会 15 名)、女性 43 名(うち退会 11 名)が申請しなかったことになる」との説明があった。

本報告を受け**藤井会長**より「産婦人科医を志す若手医師減少の傾向を表す結果の一つと思う」との発言があった。

以上を以って、武谷常務理事の報告を了解した。

8) 倫理委員会 (田中憲一委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録 (平成 16 年 9 月 30 日)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：85 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録：632 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：506 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法臨床実施に関する登録：機関誌 46 巻 8 号 (平成 6 年 8 月) において登録一時中止以来登録なし、通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録：356 施設

非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：22 施設

(2) 会議開催

10 月 25 日に第 2 回倫理委員会を開催する予定である。

10 月 26 日に第 3 回登録・調査小委員会を開催する予定である。

(3) 日本産婦人科医会からの原田慶堂医師に関わる調査結果の報告を受領した(10 月 4 日)。

なお、医会が同医師の退会届を受領した経緯につき医会報 10 号に掲載した。

[資料：倫理 1]

藤井会長より「原田医師については前回の常務理事会で充分審議した。ついては、今回は医会の諸対応の報告を受けたとの確認に止めたい」との発言があり、了承した。

・理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 学会のあり方検討委員会（藤井信吾委員長）

(1) 会議開催

10月22日に第4回学会のあり方検討委員会を開催する予定である。

前回に引き続き厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長 苗村光廣氏、課長補佐 齋藤慈子氏が出席する予定である。

藤井会長より「前回の学会のあり方検討委員会に初めて出席した苗村母子保健課長から、あり方検討委員会において当会が産婦人科医療の現状につき真剣に議論していることを評価したいとのコメントがあった。今後、あり方検討委員会を通じ同省と忌憚のない意見交換をしてみたい」との発言があった。

2) 広報委員会（佐藤 章委員長）

(1) 会議開催

10月15日に第2回広報委員会・情報処理小委員会の合同会議を開催した。

佐藤広報委員長より「合同委員会では大きな二つのテーマが提起された。一つは JOGR 及び ACOG ホームページへのリンクの会員へのサービス開始を契機に本会のホームページ全体をリニューアルすべきという提案である。ACOG のようなホームページの体裁を念頭に置いたものだが、リニューアルのための予算は現行 80 万円では到底賄えず、来年度以降の予算措置の上での対応としたい。

もう一つの提案は、本会ホームページにアクセスする上での会員と市民との垣根をなくするというものである。かつての議論では時期尚早となったが、時代の流れからそろそろ真剣に検討しなくてはならないと考える。ついては次回常務理事会や 12 月の運営企画委員会を手始めに議論を開始したいと思う」との報告があり、承認された。

(2) パスワード登録状況（10月8日現在）[資料：広報 1]

在籍会員	15,748 名		
登録済会員	6,811 名	登録率	43.2%

各地方部会長宛に広報資料 1 を送付した。

(3) 第 57 回日本産科婦人科学会総会ならびに学術講演会プレコンgres市民公開講座(案)について

第 57 回総会ならびに学術講演会担当校からプレコンgres市民公開講座(案)につき担当校刈谷幹事より概要の説明があった。[資料：広報 2]

藤井会長より「演者等はまだ交渉中の段階であるが、基本的なテーマの方向につき了承していただきたい」との発言があり、了承した。

佐藤広報委員長より「今後、詳細が固まり次第常務理事会、運営企画委員会、理事会で報告いただいた上、承認する手続きとなる」との発言があり、了承した。

(4) 10月12日～18日までインターネットサーバーにディスク I/O エラーが発生したため、本会ホームページへのアクセスができなくなった。会員へのお詫びを掲載した。現在は復旧している。

3) 第 20 回 AOCOG 組織委員会（武谷雄二委員長）

10月6日に第1回実行委員会を開催した。

武谷委員長より「前年度までは準備委員会であったが、今年度から組織委員会として3年後に向けて活動を開始した。その第1回実行委員会を開催したが、First Announcement するについての表紙デザイン(案)を作成したので回覧したい」との説明があった。協議の結果、当該デザインの方向で承認した。

さらに、**武谷委員長**より「なお、AFOG 総会開催につき AFOG 本部に登録料の25%をoverheadとして支払わなくてはならない」との追加説明があり、**古山渉**外担当主務幹事から「前回のバンガロールの総会からoverheadが値上がりした」との補足説明があった。

協議の結果、本件 AFOG 本部への登録料のoverheadにつき了承した。

4) 生殖医療評価機構準備検討委員会(麻生武志委員長)

10月25日に第4回準備検討委員会を開催する予定である。

現在、生殖医療を評価するための機構設置についての協議を行っているところである。

協議事項

(1) 第58回、第60回総会・学術講演会コンベンション会社の選定について(田中憲一副会長)

田中副会長より「これまで学術講演会のコンベンション会社は学術集会長の自由裁量であった。私のときの第58回総会・学術講演会及び第60回総会・学術講演会を開催する横浜会場については、同一のコンベンション会社を選定することになっている。

今回、コンベンション会社の入札要望は担当校の方では一切受け付けず、事務局を窓口としたが、結果として4社の入札があり、9月7日に私、高桑幹事及び事務局長等が立ち会って4社のプレゼンテーションを行った。事務局長からは選定に当たっては特段の意見はなかったが、私としては、これまでの本会総会・学術講演会における実績や、総会会場固定化の趣旨を良く理解しているとの観点から、株式会社MAコンベンションコンサルティングを選定したく思う」との提案があった。

本件に関し以下の質疑があった。

藤本監事「総会会場の固定化の4年間、その都度委託するコンベンション会社が変わるのか」

田中副会長「今回決めるのは第58回、第60回の学術講演会の横浜会場を委託するコンベンション会社である」

和氣常務理事「学術企画委員会内に置かれた総会会場固定化検討委員会の答申に沿って、横浜会場でのコンベンション会社の選定を行う経緯となっている」

以上の質疑を踏まえ協議の結果、異議なくこれを承認した。

(2) 本会ロゴマーク入りグッズの提案について(藤井信吾会長)

藤井会長より「先程から回覧している本会ロゴマーク入りタイピンを作製したいと思っている。第57回総会の時に新専門医に認定証を手渡す儀式を行おうと思ったのだが、認定証が既に各新専門医に送付されたので、それに替わるものとして、本会ロゴマーク入りのタイピンをその儀式において渡そうと思ったのがそもそもの発想である。現在は、新専門医だけでなく専門医会員または会員全員まで拡大し販売してはどうかとも考えている」との提案があった。

本件提案を受け以下の質疑があった。

中野監事「本会のロゴマークは商標登録をされているのか」

荒木事務局長「商標登録済みである」

武谷常務理事「頒布する対象、つまり専門医だけにするのか明確にされたいのか」

藤井会長「現段階では対象は明確でないし、どのような取扱いとするかは後日の検討として、今回、このような本会ロゴマーク入りのグッズを作り、販売して良いかの方向性だけを協議していただきたい」

佐藤常務理事「会員カード導入を検討しているが、全員にカードを配付するかしないかの問題とも関わってくることであり、頒布の対象の議論は行うべきだ」

中野監事「中期目標の収益事業推進の目的にも叶っており、本件は会長の専決事項としても良いのではないか」

以上の質疑を踏まえ協議の結果、本会ロゴマーク入りのグッズを作製、販売する方向は承認するも、その対象者については今後さらに検討することとした。

以上